

危機対応 8つのマニュアル ～学校と家庭がいっしょに「子どもの安全安心」を守りましょう～

警報発令のとき

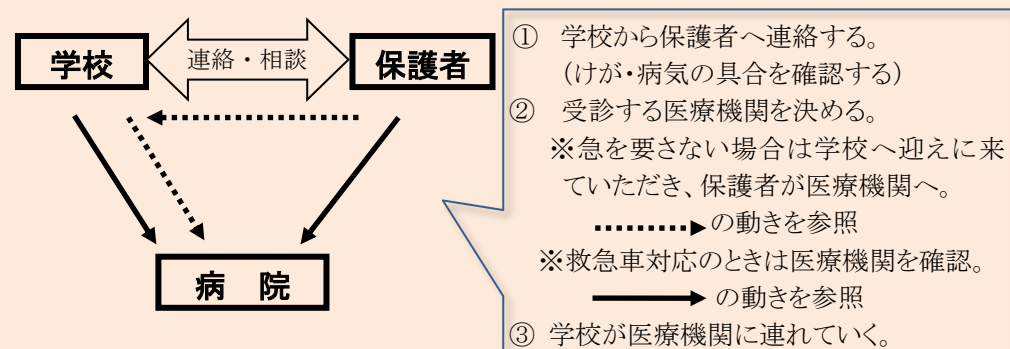
登校前

- * 午前6時30分の時点で能勢町(大阪府全域・北大阪地域・能勢町)に特別警報又は警報(「大雨」「洪水」「暴風」「大雪・風雪」)が発令中⇒**自宅待機**
- * 午前9時までに「警報」が解除⇒**登校**
- 徒歩・バス通学者は通常時刻の2時間後に集合場所へ。自転車通学者は 10 時までに登校
- * 午前9時の時点で引き続き「警報」発令中⇒**臨時休校**

在校中

- * 午前中は原則として学校にとどめ、給食を取り、安全を確認し一斉下校。(ただし、台風接近等により今後の状況が悪化する場合は、特別の措置をとる)
- ※詳細は別途学校より配布される「警報が出た場合の学校対応について」を参照。

学校(修学旅行・校外学習等)でケガをしたとき・病気になったとき



- ① 学校から保護者へ連絡する。(けが・病気の具合を確認する)
 - ② 受診する医療機関を決める。
※急を要さない場合は学校へ迎えに来ていただき、保護者が医療機関へ。
.....の動きを参照
※救急車対応のときは医療機関を確認。
—————の動きを参照
 - ③ 学校が医療機関に連れていく。
- ※保護者は保険証を医療機関へ持参し、受診後、受診結果を学校に報告。
※保護者の許可がないと医療行為が受けられない場合があります。
修学旅行・校外学習等…基本的には学校でけが及び病気になったときと同様の対応。
- ① 学校から保護者へ連絡する。→けが・病気の具合の確認、今後の対応を相談。
 - ② 受診する医療機関を決める。
※医療機関までの交通手段は保護者負担となる場合があります(急を要するときは救急車対応)。
 - ③ 保険証を持って、医療機関に行く。
※現地が遠距離で、駆けつけることが難しい場合は、学校側と連絡を取り、対応。

危険動物の出没等で危険な状況があるとき

* 事案により対応が異なるので、学校から連絡(通知文・メール・電話等)をする。その指示に従ってください。

弾道ミサイル発射に係るJアラートが発信されたとき

在宅時

- * 各家庭でJアラートの情報に基づき判断。
- * できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動。床に伏せて頭部を守る。

登下校時・在校中

- * 近くの建物へ避難する等、身の安全を確保する行動をとる。
- * 校舎内で避難。
- * 事案により対応が異なるので、学校から連絡(通知文・メール・電話等)をする。

地震のとき～児童生徒・家庭・学校の対応～

揺れを感じたとき・緊急地震速報受信のとき

在宅時

あわてないで、落ちてこない・倒れてこない・移動してこない!安全な場所に身を寄せる。低い姿勢で、ざぶとん、カバンなどで頭を覆う。

- * 安全な場所に身をよせ、揺れが収まるまで待機。
- * 地震が起きたときの対応を各家庭で話し合っておく。

登下校時

- * 登下校途中に地震が起きた場合を想定して、日頃から身を寄せる場所を確認しておく。また、土砂災害、ブロック塀損壊等のおそれがある箇所も確認しておく。
- * 登校時は、小集団編成になれるよう確認し、小集団で行動。
- * 自転車での登下校の場合、自転車からすぐに降りて止め、徒歩で安全な場所に移る。

在校中

- * 揺れが収まるまで、じっと待ち、勝手な行動をとらない。
- * 教職員や保護者、登下校班長の指示を守る。

揺れが収まったとき

- ① 震度を確認する。
- ② 震度4以下であれば、道路等の安全を確認し、登校する。
- ③ 震度5弱以上の場合は、**原則その当日と翌日**を臨時休校とする。**(特別な日については判断の上、学校から連絡する)**
- ④ 自宅を離れて避難する場合は、避難先を玄関に貼っておく。
- ⑤ 学校再開の対応については、学校から連絡する。学校から連絡があるまで待機とする。

- ① 揺れの状況、道路や家屋等の状況を見て、安全な場所に一時避難する。安全が確認できれば登下校する。安全と判断できない場合は、教職員や保護者が来るまで安全な場所で待つ。
- ② 登校時、震度5弱以上の地震発生後は、スクールバス通学者は、児童生徒を乗車させない。すでに乗車している児童生徒は原則そのまま登校する。
- ③ 徒歩・自転車通学者は、大規模地震と判断した時、登校時も下校時も、学校か自宅の近い方に避難する。

- ① 児童生徒は、先生や校内放送の指示に従い行動。
- ② 震度4以下の場合は通常の授業。
- ③ 震度5弱以上の場合は、臨時休校とし、安全を確認したうえで、順次適切な方法により下校させる。学校からの連絡に従い、児童生徒を迎えに来てもらう場合がある。

安否確認

- ① 震度4以下であれば、安否確認を行わない。
- ② 震度5弱以上であれば、安否確認を行う。電話が通じるときは電話及びメール等で、不通の場合は家庭訪問等で行う。
- ③ 個別での問い合わせは混乱の原因となるのでできるだけ控える。

- ① 震度4以下であれば、児童生徒が登校するまで待つ。ただし、登校5分前になっても登校してこない場合は校区巡回する。下校確認は行わない。
- ② 震度5弱以上であれば、安否確認を行う。登校時は校区巡回、下校時は校区巡回及び電話が通じるときは電話及びメール等で、不通の場合は家庭訪問等で行う。

不審者が出没したとき

登校前及び下校時に不審者情報があったとき

- * 原則、学校は校区巡視をするので、児童生徒は保護者等の協力を得ながら登校(下校)する。
- * 危険が伴うと判断した場合は、学校から連絡する。登校前であれば自宅待機をし、学校からの指示を待つ。下校前であれば、児童生徒は学校で待機をし、迎えの保護者と同伴で帰宅する。

登下校中に出没したとき(児童・生徒が対応)

- ① こども 110 番又は近隣の家に避難する。
- ② 避難した家から警察(110 番)へ連絡してもらう。(時間・場所・不審者の特徴などを報告)
- ③ 避難した家から学校へ連絡してもらう。
- ④ 教職員が到着してから、登下校する。

学校へ侵入したとき

- * 児童生徒の安全確認を行い、通常どおり授業が行える場合は、特に対応はしない。
- * 児童生徒等に動揺があり、又はけが人等が出た場合は、学校から保護者へ連絡し、保護者同伴で帰宅する。
- ※ 困難な事案の場合は別途対応することがありますので学校からの指示に従ってください。

登下校中に交通事故が起こったとき

- ① 児童生徒は、近隣の家又は近くにいる大人に救急車等の要請及び警察への連絡をもらい、救急車及び警察が来るまで待つ。応急措置が必要な場合は、近くにいる大人にしてもらう。
- ② 近隣の家又は近くにいる大人に、事故が起こった場所とけがをした人の名前を学校へ連絡してもらい、教職員が来るのを待つ。
- ③ 教職員は、現場に急行し、事故等の様子(時刻・場所・児童生徒名等)を確認の上保護者へ連絡。
- ④ 学校から連絡を受けた保護者は、事故現場又は病院等へ至急駆けつける。
- ⑤ 交通事故に巻き込まれなかった児童生徒は、警察及び先生に確認をして、教職員と一緒に登校(下校)。

インフルエンザ等、感染症疾病の疑いがあるとき

学校で発症したとき

- ① 学校から保護者へ連絡。
- ② 保護者は学校へ迎えに行く。
- ③ 医療機関で受診し診断結果を学校に報告。

家庭で発症したとき

- ① 感染の疑いのある場合は、登校させないで、医療機関で受診。
- ② 診断結果を学校に報告。

出席停止扱いについて

* 感染症にかかったときは、医師に出席停止の期間を確認していただき、学校までご連絡ください。